

自動車臨時運行許可（仮ナンバー）の申請について

自動車臨時運行許可とは

自動車が道路を走行するには、「法で定める保安基準に適合している」「登録を受けている」「自動車検査証を備えている」などの運行要件をすべて満たしている必要があります。すなわち、その運行要件を満たしていない場合、自動車は道路を運行することはできません。検査に合格しないような自動車の許可申請を認められないことは言うまでもありません。道路を運行するやむを得ない事由（自動車の製造・販売等流通過程及び検査・登録など）がある場合に限り、最小限の運行について行政庁の許可を受けて特例的に運行できるようにする制度です。

1 臨時運行許可の対象

(1)対象となる自動車

- ・普通自動車
- ・小型自動車（排気量250ccを超えるオートバイを含む）
- ・軽自動車
- ・大型特殊自動車

(2)対象となる運行目的

新規登録のための回送	新車又は中古車の未登録自動車を新規登録の申請をするために必要な運輸支局等へ提示のため回送を行う場合
車検のための回送	・新規検査 未登録自動車を新規検査の申請をするために必要な運輸支局等へ提示するため回送を行う場合（通常、新規登録と同時に行う）
	・継続検査 自動車検査証の有効期間の満了した登録自動車を継続検査の申請をするために必要な運輸支局等へ提示するため回送を行う場合
再封印のための回送	自動車登録番号標の封印を棄損等した場合に、再封印のために運輸支局等へ回送を行う場合
その他特に必要がある場合	・販売のための回送 自動車の製作又は販売を業とする者が、販売、引渡し、又は引取り等のため回送を行う場合 （不特定多数の買い手に見せるための運行はできません。）
	・車両整備のための回送 自動車を車検整備、修理するために整備工場へ回送する場合
	・予備検査のための回送 未登録自動車を使用者が未確定の自動車が対象となる予備検査の申請をするために必要な運輸支局等へ提示するため回送を行う場合
	・自動車登録番号標の再交付等手続きのための回送 自動車登録番号標を紛失又は棄損等した場合に、再交付又は番号変更の手続きのために運輸支局等へ回送を行う場合

※一目的一許可が原則です。また、臨時運行許可制度の趣旨から、同一自動車について同一目的で2回以上の申請は原則として許可できませんので、やむを得ない理由がある場合は事前に担当までご相談ください。

(3)許可する有効（運行）期間

運行の目的や経路から判断して、5日以内を限度とした必要最小日数を許可します。
（予備日を運行期間に含めることはできません。）

※申請内容を審査するために、具体的な運行の経路や目的（修理内容や修理業者、販売先など）を聞き取りする場合があります。

(4)運行の経路

運行の目的を達成するために必要な最短経路です。出発地、目的地及び主要経由地まで特定してください。

(例) 焼津市 ←————→ 藤枝市

なお、同一市内の場合は、次のとおり記載。

焼津市本町 —————→ 焼津市宗高

(認められない記載例 「焼津市内」)

(5)自賠責保険または自賠責共済の加入

臨時運行の有効期間内は、必ず自動車損害賠償責任保険（共済）に加入していなければなりません。なお、保険期間の最終日は期間最終日の正午までとなっているため、臨時運行の最終日が契約期間の最終日と重なる場合には、その日を臨時運行期間に含めることはできません。

2 申請方法

(1)申請受付日

原則として運行する当日。（運行日が土曜日、日曜日、祝日などで閉庁日の場合は、その直前の開庁日。）なお、翌日早朝から運行する必要がある場合は前日でも受け付けできます。ただし、その場合の許可期間は翌日からとなります。

※月曜日早朝から運行する必要があるため、金曜日に申請があった場合は、月曜日から許可期間となります。

(2)申請窓口

- ・ 市民課
- ・ 大井川市民サービスセンター

【受付（返却）時間】 月曜日から金曜日（祝日、年末年始を除く）
8時30分から17時15分まで
【返却窓口】 申請した時と同じ窓口へ返却してください。

(3)申請に必要なもの

- ・ 自動車臨時運行許可申請書
(申請窓口にあります。また、ホームページからダウンロードできます。)
- ・ 自賠責保険証明書又は自賠責共済証明書（必ず原本）
- ・ 自動車検査証などの自動車の形状や車台番号が確認できる書類（原本）
- ・ 窓口に来た人の運転免許証など本人確認できるもの

※個人の申請者の場合

申請者本人が来庁し、運転免許証など本人確認できるものをご持参ください。なお、申請者の住所が市外の場合は、焼津市在住者が保証人となっている保証書を提出していただき、自動車検査証の写しを窓口でとらせていただきます。（保証人がいないため保証書が提出できない場合は、申請者本人の運転免許証の写しを窓口でとらせていただきます。）

- ・ 手数料は、1件につき750円

(4)返却について

臨時運行許可の有効期間が満了したときは速やか（その日から5日以内）に「臨時運行許可番号標（仮ナンバー）」と「臨時運行許可証」を返却してください。期限を過ぎても返却されない場合は、道路運送車両法違反により罰則が適用されることがあります。

車台番号が確認できる書類

中部運輸局登録業務研究会発行
「自動車検査登録制度と臨時運行許可業務について」より抜粋

証 明 書 名	説 明
自 動 車 検 査 証 (限定自動車検査証)	登録されている車両にはすべて備え付けられている
製作証明書・譲渡証明書	型式指定車以外の新車
登録識別情報等通知書 又は一時抹消登録証明書	一時的に抹消されている車両
輸出抹消仮登録証明書	輸出車の場合
輸出予定届出証明書	輸出車の場合
自動車通関証明書	輸入車の場合
完成検査終了証又は完成 検査終了証情報	型式指定車の新車
自動車予備検査証	登録されていない車両
排ガス検査終了証	輸入車の場合
輸入車特別取扱 自動車届出済書	登録されていない車両
自動車検査証 返納証明書	運行の用に供するのをやめ、自動車検査証の返納があつたときは、当該自動車の使用者に対し発行する (小型二輪車)
その他、自動車の同一性が確認できる書面 (登録事項等証明書+車台番号の拓本等)	

※やむを得ず原本が提示できない場合は、上記書類の写しと車台番号の拓本(写)を提示すること。

例：車台番号の拓本(写)



車台番号は自動車の車台(フレーム)に打刻されています。

臨時運行許可を受けた者の遵守事項

申請者は、許可を受けたときは次の義務事項を守り、安全で秩序ある臨時運行を行うよう絶えず心がけてください。

1. 臨時運行許可を受けた自動車以外に、当該許可番号標を使用しないこと。
2. 許可を受けた目的以外で使用しないこと。
3. 自賠責保険（共済）証明書を携帯すること。
4. 臨時運行許可証は、自動車の運行中、ダッシュボードの上など前面の見やすい位置に表示すること。
5. 臨時運行許可番号標は、臨時運行の許可を受けた自動車の前面及び後面の見やすい位置にボルト、針金、ワイヤーなどで脱落しないように確実に取り付け、表示すること。
ただし、二輪自動車、三輪自動車、被けん引自動車及び国土交通大臣の指定する大型自動車にあっては、前面の番号標を省略できるので、後面1枚のみの表示でよい。
6. 運行中、自動車を離れる場合は、番号標等の盗難のおそれのないよう留意すること。
7. 番号標等を取り外した場合は、常に手元に保管し、紛失防止に努めるとともに、許可の有効期間の満了後は速やか（その日から5日以内）に返納すること。
8. 万一、許可証及び許可番号標を紛失した場合は、直ちに許可を受けた行政庁に連絡し、指示を受けるとともに、所轄の警察署へ届け出ること。

保 証 書

(借 用 者)

住 所 _____

氏 名 _____ ⑩

生年月日 _____ 年 月 日

電話番号 _____ () _____

上記の者が焼津市役所において、自動車臨時運行許可番号標を借用するにあたり、許可証及び番号標の返却にかかる一切の責務を保証することを承諾いたします。

令和 年 月 日

(宛先) 焼 津 市 長

(保 証 人)

住 所 _____

氏 名 _____ ⑩

電話番号 _____ () _____

◎保証人は市内に住所を有する者であること。